

新潟県条例第4号

新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(1)の3 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして<u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条に規定する記述等が含まれる個人情報</u>をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(他の法令等との調整等)</p> <p>第51条 第2章、第3章及び第7章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条各号に掲げる個人情報</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第3章の規定は、第1項の規定により第2章、第3章及び第7章の規定を適用しないこととされる保有個人情報のほか、法律の規定により<u>個人情報の保護に関する法律第5章第4節の規定を適用しないこととされる保有個人情報については、適用しない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(1)の3 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条に規定する記述等</u>が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(他の法令等との調整等)</p> <p>第51条 第2章、第3章及び第7章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条第1項に規定する個人情報</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第3章の規定は、第1項の規定により第2章、第3章及び第7章の規定を適用しないこととされる保有個人情報のほか、法律の規定により<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされる保有個人情報については、適用しない。</u></p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。